

## 学校法人青森山田学園

### 女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

教職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和12年3月31日までの4年間

2. 内容

目標1：計画期間における男性の育児休業取得率を30%以上とする

<対策>

- 令和8年4月～ 各機関における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施
- 令和9年4月～ 育児休業取得開始日から7日間を有給とする制度を導入する

目標2：全教職員の時間外・休日労働時間の計画期間内の平均を毎月30時間未満とする。

<対策>

- 令和8年4月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を年2回実施
- 令和8年4月～ 業務量の見直し、DX化による事務の効率化などの取組実施
- 令和8年9月～ 各機関・各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標3：教職員のワーク・ライフ・バランスを確保するため、勤務間インターバル制度を導入する。

<対策>

- 令和8年4月～ 制度の導入、管理職研修等について検討
- 令和9年4月～ 制度の導入、管理職研修、メール配信等での教職員への周知
- 令和10年3月～ 教職員へのアンケート調査

※参考…勤務間インターバル制度について（働き方・休み方改善ポータルサイト）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/interval/>

目標4：令和9年4月までに、時間外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和8年7月～ 教職員へのアンケート調査
- 令和8年9月～ 各機関・部署毎に問題点の検討
- 令和9年4月～ ノー残業デーの実施  
管理職への研修（年2回）及びメール配信等による教職員への周知（毎月）